日高郡	幌泉郡	様似郡	浦河郡	新冠郡	沙流郡	むかわ町	安平町	勇払郡	白老郡	有珠郡	洞爺湖町	虻田郡	豊浦町	伊達市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百五十九号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十四年農林水産省告示第九号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

家畜改良増殖法施行規則第７条第１項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

１・２　（略）

３　豚

		特級	１級	２級	級外
ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	（略）	（略）	（略）	
	能力	（略）	（略）	（略）	
	体型	（略）	（略）		
その他の品種	血統		（略）	（略）	（略）
	能力		（略）	（略）	
	体型				

㈱　この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

改正前

家畜改良増殖法施行規則第７条第１項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

１・２　（略）

３　豚

		特級	１級	２級	級外
ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	（略）	（略）	（略）	
	能力	（略）	（略）	（略）	
	体型	（略）	（略）		
その他の品種	血統		（略）	（略）	（略）
	能力		（略）	（略）	
	体型				

㈱　この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。